

機関番号：34431

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20520602

研究課題名(和文) 日本古代の穢・罪観の変容に関する基礎的考察

研究課題名(英文) Study about the transference of impurity and sin in ancient Japan

研究代表者

森 明彦 (MORI AKIHIKO)

関西福祉科学大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：90231638

研究成果の概要(和文)：①三一権実論争が被差別民の性格に生まれつきの悪人、穢れた存在との刻印を与える契機となったことを解明した。②神祇令散齋条の注釈では二つの新見解を提出した。i 罪の決罰を行う場である市での官私間の交易が自由な価格設定で行われていたこと。ii 祈年祭の成立は新しいとする説に批判を加え、プレ祈年祭というべき予祝の祭の存在を指摘した。③良源と仲算との三一権実論争の具体的姿を示すと考えられる良助の「天台法輪摧破法相外道銘」の復刻を行った。

研究成果の概要(英文)：This study has revealed the following three points: first, *Sanichigonzituronsou* contributed to spread the prejudice of impressing the characters of the discriminated as born and evil or stained. Secondly, two new views have been presented in terms of the notes on *Jingiryousansaizyou* as follows: 1) trade between the public and the private in the market (where decisions of penalty were made) was conducted on the basis of free price setting, and 2) the fact that pre-celebration or *Kinensai* obviously existed was shown in the thesis, along with the criticism on the opinion that *Kinensai* was newly established and had not existed before. Lastly, Ryojyo's "*Tendaihourinsaihahossougedoumei*," which was thought to show concrete features of *Sanichigonzituronsou* between Ryogen and Chyuzan, has been reprinted in the process of this study.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：罪・穢・三一権実論争・被差別民・神祇令散齋条・市・祈年祭

1. 研究開始当初の背景

近年、穢の研究に関してはメアリー・ダグラスの『汚穢と禁忌』が提起した秩序を乱すものという規定が多く研究者によって受け入れられてきている。日本史の分野においても同様である。しかし、メアリ

ー・ダグラスの見解をそのまま日本の古代の穢観に適用することは、日本古代社会独特の穢観の解明にはつながらない。日本古代の穢を研究するためには、何よりも日本の国家体制・社会構造との関係を踏まえた考察が必要である。そのためには以下の

二つの分析が必要不可欠であるが、十分に検討されてこなかった。

(1) 神祇令散齋条の分析

同条についてはその重要性を指摘した高取正男が『宗教以前』において簡単に触れた程度であり、十分な分析がなされてこなかった。同条に対する全面的な考察が必要とされていた。

(2) 三一権実論争と穢・罪観の変容

古代社会においては穢観が、二度大きな変容をとげている。第一の変容は、穢が禊ぎによって消されると考えられていたことから、一定期間消え去らないと観念されるようになったことである。第二は、生まれついて穢れた存在があると意識されるようになったことである。第一の変容については、すでに都城の成立が与えた影響について叙述を行ったことがある。しかし、第二の変容過程に関しては、未だ説得力ある説明はなされていない。その原因は、罪と穢をしばしば混同することと、平安仏教が罪。穢観に与えた影響のなかで、三一権実論争の役割が明確に位置づけられてこなかった点にあると考えた。穢観の第二の変容過程を探るには三一権実論争の意義を解明することと、罪と穢との関係を深く掘り下げる必要があった。

2. 研究の目的

今回の研究の目的は、以下のように大きく二つ挙げることが出来る。

(1) 神祇令散齋条の分析

今回の目的の第一は、神祇令散齋条の全面的な注釈を行い、「穢悪」という言葉とその具体的内容に関する分析を行い、罪と穢、禊と禊ぎに関する混乱した考えを一掃することにある。神祇令散齋条の語句の逐語的解釈に留まらず、祭祀の行われる場や決罰の場である市の分析を行うなど、多角的に同条の分析を行うことにあった。

(2) 平安仏教と罪・穢観の変容の関係

目的の第二には、穢・罪観の変容に与えた平安時代の罪観念の関係である。空海の弟であり同時に高弟である真言宗の真雅による天皇の食からの肉の追放に始まる殺生禁断思想の深化の中で行われた三一権実論争が、古代の被差別民にいかなる穢観・罪観を刻印したかを解明することであった。

3. 研究の方法

(1) 応和の宗論の分析

九世紀初頭、天台宗の最澄と法相宗の徳一との間に戦わされた三一権実論争は、最澄の死によって中断された。その後も小規模な論争は起きていたが、十世紀の半ば応和三

(963)年に天台宗の良源と法相宗の法蔵・仲算との間で再び激しく応酬がなされた。この論争の結果については、天台宗と法相宗の引き分けとする説と、法相宗の仲算による良源打ち負かし説とが並立していた。今回の研究においては、近年明らかにされた天台座主良助の「天台法輪摧破法相外道銘」を全面的に活用して、応和の宗論がどのような経過を辿ったかを復元した。そして、天台宗側の敗北が悉有仏性を信じる人々に大きな衝撃を与えたこと、教理によって往生極楽を確信出来ない人々が、往生伝の中に屠者の成仏の例を見出したことが古代の被差別民の性格に大きな変化をもたらすことになったことを解明していく方法を打ち出した。同時に「天台法輪摧破法相外道銘」の復刻を試みた。

(2) 神祇令散齋条の分析

特筆すべき方法は、以下の二つである。

① 関市令每肆立標条と同除官市買条の分析から罪の決罰が行われる場である市における官私間交易の在り方から、なぜ市において罪の決罰がなされるのかを提起した。

② 律令国家の祭祀の中で大嘗祭と共に重要な位置を占める祈年祭に関しては、近年西山徳や早川庄八によって提起された祈年祭の成立が新しいものであり、その祝詞も月次祭の祝詞を利用してそこに新たに御年神への詞を付け足したものであるという説が主流になっている。今回の研究では、西山・早川説の批判を行い、祈年祭にはプレ祈年祭と称すべき古い起源を持つ祭が存在していたことを祭祀の時空間という概念を用いる方法によって批判を加えた。

4. 研究成果

今回の研究において特筆すべき成果として以下の四点を挙げ、簡単にその概要を報告したい。

(1) 三一権実論争と被差別民

平安時代の初頭に天台宗の最澄と法相宗の徳一との間で三一権実論争が戦われた。論点は多岐にわたるが重要な問題の一つが、天台宗の仏性論である悉有仏性と法相宗の人性論である五姓各別を巡る対立である。ただ最澄と徳一の論争では、いかなることがあっても成仏不可能と法相宗が捉える一闡提も、具体的な社会集団を指すものではなかった。しかし、真言宗の真雅が、天皇の食から肉を除くことから始まり、異常に殺生禁断思想が深まっていった十世紀半ばに戦わされた三一権実論争の第二の山場である天台宗の良源と法相宗の法蔵・仲算との応和の宗論は、古代の被差別民にそれまでとは異なった性格を与えることになった。

従来応和の宗論は、天台宗と法相宗との痛み分け、ないし決着がつかなかったと捉えるのが主流であった。仲算の勝利の可能

性を叙述した研究も法相宗側の史料を使ったもので十分な説得力を有したのではなく、主流の見解を揺るがすものではなかった。ただ、近年主流の見解に対する疑念も二、三の研究によって提起されてきたがいまだ十分な影響を与える程のものではなかった。本研究では、天台宗側の史料だけではなく、法相宗側の史料からも、良源と法蔵との争論に関しては、法相宗側の敗北が読み取れることを明らかにした。また、天台側の古い史料では、仲算のことを無視しているにも関わらず、『西宮記』など直接この論争と関わらない史料から応和宗論において、仲算が大きな役割を果たしていることに注目して、良源と仲算の論争においては仲算の勝利と考えるのが妥当であると結論づけた。そして、近年大久保良順と三好俊徳によって紹介された「天台法輪摧破法相外道銘」をこの結論を裏付ける史料として、またこの論争の経緯を伝えるものとして用いるべきことを主張した。

応和の宗論の経過についてまず簡単に法相宗側の史料である『応和宗論記』によって概要を述べておこう。応和三年八月二十一日から二十五日にかけて、村上天皇の法華経書写完了に際して、良源の働きかけで南都北嶺それぞれ十人ずつの学僧が、導師、問者となって法華経講説が開かれた。二十二日の夕座、法華経第三巻を講じた法蔵に対し、問者となった天台宗の覚慶は、仏性を持たない人間がいるなどと言うのは誤りであると批判を加えた。これに対し、法蔵は反撃を加え覚慶を沈黙させた。良源は、この論争に割り込み覚慶に代わって法蔵への反論を行った。議論は尽きず、法蔵は翌日に答えを出すことに定まった。翌日の朝座で法華経第四巻の導師を勤めた良源は、居並ぶ公卿達に大きな感銘を与えたと書かれている。これに対し、法蔵は昨日の答えを提出したとのみ記されている。法相宗側の史料でありながら、良源と法蔵への筆致の違いは、良源と法蔵の論争では良源の勝利であったと見るべきであろう。その後、平穏に進んだ法会は二十五日に至り、仲算が第八巻の問者となることでまた緊迫の色を見せ始めた。この日、朝座の問者を勤めた仲算の議論がはなはだ優れていたため、夕座の問者も勤めるようにとの宣旨が出された。仲算は前日に良源が提出した悉有仏性や阿弥陀浄土の証明を尽く打ち破り、良源に嘲笑の言葉を浴びせたにもかかわらず、良源は一切答えず、仲算を見つめるだけであったという。

応和の論争においてどのような応酬が行われたか、詳細な内容は不明である。しかし、良源と法蔵との間では、悉有仏性をめぐっては『円覚経』の「地獄天宮皆為浄土、有性无性齐成仏道」、そして定性二乗（声聞・縁覚）の不成仏の問題に関しては、『法

華経』巻第一方便本の「無一不成仏」が争われたと考えられる。この二つの文に関しては最澄が『決権実論』において徳一の説の全面批判を行っている。良源はおそらく最澄の論理を用いて、『法華経』の教判という自らの土俵に法蔵を引き込むことによって法蔵を追い詰めていったと考えられる。良源は、この最澄の論理を用いる事で、法相宗との論争に勝利出来ると考えていた。しかし、良源はそこに重大な落とし穴が存在していた事に気づいていなかった。すなわち徳一との論争において最澄が徳一に勝利を得たと良源が思ったことははやりであり、実は最澄が『法華経』の土俵に徳一を引き込んでそのまま最澄の死によって論争が打ち切りになったからに過ぎなかったのである。最澄は、けっして唯識の仏性論や人性論を打ち破っていなかったのである。

仲算の取った戦略の第一は論争を『法華経』ではなく唯識の土俵に引き込むこと、第二は、最澄・徳一の論争の論点を全く別の様相に変容させ、良源の不意を突く者であった。彼は『円覚経』に付けられた訓点を変更することで、悉有仏性を説いた経文を理仏性・行仏性の教証と読めることを示した。また『法華経』方便品の「一として成仏せざるなし」という悉有仏性の最大の教証たる経文を「無の一は成仏せず」と一闡提の不成仏を説く、五姓各別の教証として読み下すべきと論じた。この仲算の解釈は良源に取っては予想だにできなかったものであり、有効な反論も出来ずに沈黙を強いられていったと考えられる。

現在の研究からすれば、仲算の主張は反論のための反論、単なる横紙破りでしかない。しかし、満座の聴衆の前でこの主張に反論できなかった天台宗が受けた衝撃は極めて大きいものがあつた。特に三一権実論争に関して、唯識思想に関する論争の決着が全くついていなかったことを思い知らされたこと、悉有仏性の最大の教証たる「無一不成仏」に怪しげな訓点を付されて仏の密意とされたことは、耐え難い問題であった。いわば敵に、室に入りて矛を操られてようなものであり、その矛を取り返し、敵に打撃を与えることが緊急の課題となった。しかし、源信が『一乗要訣』を著して『瑜我珈師地論』を根拠に法相宗の仏性論への反論を完成させるためには、それから四十年の歳月を必要とした。

応和の宗論の翌年慶滋保胤は、勸学会という『法華経』の講説と念仏を行う集まりを組織した。阿弥陀浄土への往生を願う彼らに往生を保証する教理が法華一乗思想であった。仲算の仏の密意が五姓各別にあると論じた前年の応和の宗論は彼らに言いしれぬ不安の種をまいたと思われる。彼が『日本往生極楽記』を執筆したのは、源信

によって法相宗の五姓各別説への打撃を加える以前のことであり、彼の心の内の不安を伝えている。『日本往生極楽記』の序において、慶滋保胤が往生極楽への確信を持ったのは、経や論の教証によってではなく、往生伝にみえる屠者の往生によってであると述べている。教証に関して、彼が確信を持ってなかったのは、仲算による法華一乗思想への批判が背景にあったと思われる。問題となるのは、なぜ彼が他の誰でもなく屠者の往生に注目したかである。

九世紀の後半、空海の弟で高弟の真言宗の真雅の提言によって、天皇の食から獣肉が追放されていき、それに合わせて殺生禁断・肉食の禁令がたびたび発せられていた。それにもかかわらず肉食、殺生を行う者は仏法にも王法にも逆らう者、すなわち無性の畢竟闡提であると見なされた可能性がある。仲算が「無の一」といったのは畢竟闡提のことであったが、慶滋保胤は法相宗のいう畢竟闡提とは屠者のことであると捉え、従って屠者の成仏こそ法華一乗の証であると考えたと思われる。

そして以後の往生伝によって屠者が旃陀羅であるとされることによって、屠者に六畜の穢れを負ったものであるという観念以上に、經典に書かれた旃陀羅の持つ悪人・肉食者・殺人者を主とする者・死体を処理する者・親近してはならない者などの観念が付されていった。そしてそれと屠者が一闡提として生まれたという三一権実論争を通じて形成された観念と相まって、屠者は生まれつきの悪人であり、生まれついて穢れた存在であるという観念を作り上げ、ここに穢観が大きく変容を遂げるのである。

(2) 神祇令散齋条の注釈

① 罪の決罰の場としての市

古代においては棄市の語がしめすように犯罪を犯した罪人の刑執行の場として市があった。決罰の場がなぜ市であるかについて榮原永遠男は、それは罪の重さを決定するに際して、估価が参考とされ、その估価を決定するのが市司の役割であったからであると論じている。しかし、ここにはいくつかの疑問がある。犯罪はなにも窃盗だけではなく、估価が常に参考とされるわけではないこと、市の估価案は京職に送られており、估価の参考のためであるならば、近々の出来事でないかぎり市司に估価を問う必要はないうえに、その場合でも、ただちに刑の執行を行う必要がある訳ではなく、京職に送られた估価案を見ればすむことと思われる。すなわち市司の估価決定機能とは無縁であると考えべきであろう。ではどこに求めるべきかと言えば、市において自由な交易がなされ、多くの人々がそれによって集散するところにあると考える。

ところで、市において自由な交易が行われていたという点に関してはじつは現在の

通説とは大いに異なる点であり、この点について明らかにしておく必要がある。現在の通説的見解は、榮原永遠男によって叙述されている。榮原は養老令による東西市の制度・運営方法を十点にまとめ、以下に掲げる官与私交関条と除官市買条については以下の4と10のように述べている。

[官与私交関条]

凡^A官、与^B私交関、以^C物為^D價者、准^E中估價^F、即懸^G評贖物^H者、亦如^I之

[除官市買条]

凡^E除^F官市買者、皆就^G市交易、不^H得^I坐召^J物主^K、乖^L違時価^M、不^N論^O官私^P、交付^Q其価^R、不^S得^T懸違^U

(4) 官と私の売買には、上中下三等の估価のうち、中估価を基準とする(官与私交関条)。また一般に、売買価は時価をかけるはならない(除官市買条)。

(10) 官以外は、みな市で取引しなければならない。売主を自分のもとに呼びつけてはならない(除官市買条)。

榮原の説明の問題点として、以下の四点を挙げる事が出来る。

一、官与私交関条では、官私官の交易が傍線部 A と傍線部 C によって説明され、傍線部 B の「以^C物為^D價」に対する説明がなされていない。さらに「官与私交関」を「官と私の売買」と「官と私」を並列的に捉え、官が主体であることを見落としている。

二、除官市買条では、傍線部 E と F によって説明され、傍線部 G の「不^H論^O官私^P、交付^Q其価^R」が取り上げられていない。

三、除官市買条と雑律売買不和較固条との関係を見落としている。このため東西市式不和較固条の規定「凡^A売買不和較固者、市司追捉勘当」が除官市買条の「交付^Q其価^R」と関わるものであることを見失っている。

四、本来無関係な除官市買条と『延喜式』東西市式商賈之輩条が対応すると捉えている。

これらの問題点から生じた事態について述べていきたい。問題点の第一によって、官の支払い手段に関する官与私交関条の限定的規定を官私間交易全般にわたる規定へと読み誤ることになった。同条は官が私と交関する際、銀や銭といった貨幣ではなく、物品をもって支払いに充てる時、その物品の価格を中估に准じて設定すべきことを規定したものである。けっして私の商品や官の売り出した物品の価格を中估と規定したものではない。官私間の交関の一般的在り方に関する規定は除官市買条にある。除官市買条の傍線部 E と F は、官以外は市において交易し、物主を呼びつけてはならず、交易の際には時価からかけ離れてはならないことを規定したものである。そしてその

交易価格に関しては官私との別なく互いに言い値を付け合うことを規定したのが傍線部 G である。問題点の第二によって、本来自由に値をつけるべき官私間の交関の在り方が見失われることになった。このような自由に値を付け合うことは当然官与私交関条の際の交関にも適応されるのである。すなわち官私間の交易に関しては私の持つ商品に対して、官私双方が言い値を付け合っていくのである。その支払いに貨幣ではなく物が充てられる時、その物の価格を中估と定めるのである。このような自由に商品の値を付け合う交易を保証するために設けられているのが第三の問題点で指摘した雑律売買不和条である。この条文では和同交易を維持するためにそれを乱す行為である較固・開閉・参市に対する処罰の規定があげられている。この条文は一読して明らかのように『延喜式』東西市式に不和較固条として規定されている。除官市買条と雑律売買不和較固条との関係を見落としたため、東西市式不和較固条の規定「凡売買不和較固者、市司追捉勘当」が除官市買条の「交付其値」と関わるものであることを見失ったのである。最後に第四の問題を論じていきたい。

商賈之輩条がいつ頃制定されたかは不明である。しかし、令の施行細目として出されているものとすれば、それは官与私交関条の傍線部 B・C「以物為価、准中估価」に関わるとすべきであり、除官市買条の傍線部 F「乖違時価」とは原理的に本来関わるものではない。なぜならば估価とは時価の平均値として上估・中估・下估が建てられるものである。もし『延喜式』の估価より値を上げて売買してはならない、という規定が一般の売買までに及ぼされるならば、そもそも上估価よりも高い値段での売買が許されず時価はすべて上估価以下の価にならざるをえない。これは、估価そのものの定義に反する。したがって、商賈之輩条の規定を除官市買条に適用する榮原説は誤りである。除官市買条と対応する『延喜式』東西市式の条文は、問題点三において指摘したように売買不和条である。

官与私交関条において、官の支払い手段の価格を中估価に設定したのは、官の権力をもって不当に物品の価値を上げて私に強いことや不当に低い価格での交易で官に損害を与えたり、あるいは見返りを要求する等の行為を防ぐためである。官の支払い手段に充てられた物品を中估価に設定したのは、官私間の交易が自由かつ公正に行われるための統制としてであった。それは和同を原則とする官私間の原則に抵触するのではなく、かえってそれを保証する機能を果たすことを期待して作られた規定であると捉える必要がある。私交易はいうまでもなく、官私間の交易においても、支払い手段に官が貨幣を使用するか、物品を使用

するかは関係なく、商品の価格は常に変動し、時価を大きく離れなければ双方の和同のもと交換率すなわち価格が定められるのが原則である。官私間の交易を統制的なものとする榮原説は、日本古代の交易像、とくに東西市の交易制度に対する捉え方に大きなゆがみを与えているといわねばならない。

以上、官与私交関条と除官市買条の法意が、官私間の交易においても自由な価格付けを原則としているところにあることを明らかにした。したがって、官私間の交易一般が公定価格によったことを前提にして、そこから展開された交易の実態に関する様々な主張は否定されなければならない。今それらの全てを逐一あげることは控え、養老六年正月戊戌条について検討を加えておきたい。まず当該条を掲げる。

戊戌、詔曰、市頭交易、^I元來定^I価。比日以後、^J多不^J如^J法。因^L茲本源欲^L断、則有^L廢^L業之家、末流無^L禁、則有^L奸非之侶。更量^L用錢之便宜、欲^L得^L百姓之潤利。^K其用^K二百錢、当^L一兩銀。^L仍買物貴賤、価錢多少、隨^L時平章、永為^L恒式。如有^L違者、職事官主典已上、除^L却当年考勞。自餘不^L論^L蔭贖、決杖六十。(以下略)

新日本古典文学大系本『続日本紀 二』では、傍線部 I「元來定^I価」について、関市令の每肆立標条と同官与私交関条の規定を挙げ、傍線部 J「多不^J如^J法」に関して、市司の定めた物価が守られていないと注釈をしている。

しかし、これらの解釈に従う事は出来ない。すでに述べたように当時の交易は、官私間の交易においても時価によって行われ、市司の定めた估価によって行われることはない。まして私間の交易が同様であったことは言うまでもない。交互に値を付け合い和同して交易することこそ、律令の規定するもっとも合法的な交易であったのである。そのような規定があるにもかかわらず、定価による交易が強制されるならば、それ自体が不法状態であるとしなければならない。

改めて傍線部 I と J の解釈をし直してみよう。そのためには、当時財貨の価値がいかにして表示されていたのかを理解しておく必要がある。

藤原京跡左京七条一坊西南坪の池状遺構 S X 五〇一からは、大宝元年 (701)・同二年を中心とする木簡が大量に出土している。その中に内蔵寮門榜木簡がある。

(表) 門榜 銀五兩二文布三尋分
内蔵寮解 紵二〇 … ○
□布十一端

(裏) 銀十一兩分糸廿二口
羅二匹直 ……口藏忌寸相茂○佐伯門

「中務省口」

本木簡は、和同開珎発行以前の価値尺度が銀であったことを決定的に示している。『続日本紀』和銅二年(709)正月条によれば、和同開珎が発行された後、銀(実態は無文銀錢)に換って、和同開珎銀錢がこの機能を獲得した。和同開珎銀錢は和銅三年九月をもって流通が禁止されている。しかし、流通が禁止されたからといって、価値尺度機能を担わなくなったとは直ちにいえぬはずで(両者は別次元の問題である)、和銅三年以降も価値尺度の基本は銀錢であったと考えるべきである。それは、次に掲げる『続日本紀』養老五年正月丙子条において、和同開珎銅錢の法定価値を表示するにあたって、銀と和同開珎銀錢を媒介にしていることから明らかである。

この銀錢を媒介にしていることが問題を引き起こしたのである。もし銀錢を介在させず、銅錢のみで値を表示しているならば、銅錢の価値が高かろうが低かろうが、時価によって示される価格はそれに見合ったものが表示されるので、何も問題は起こらない。問題となるのは、物の価値が銀錢を主体として表示され、銅錢を補助的な表示にとどめていたにも関わらず、その実際の支払いは銅錢によって行われたところにある。

養老六年当時の法定価値は、養老五年に定めた銀一分=銀錢一文=銅錢二五文であった。しかし、この法定価値はすでに維持不能であり、銀一分=銀錢一文の法定価値を持つ銀錢との法定換算率から導き出される銅錢の必要支払額と、市頭で実際に支払われている銅錢の支払額とが大きく乖離する事態が生じていたのである。それが「市頭の交易は元來価を定むれども」「この日以降、多く法の如くならず」と政府をして言わしめたのである。政府も、法定価値を市場に厳守させられないことは十分にわきまえていた。すなわち、市場原理を前にして、養老五年の法定換算率が崩れ去ったことを認めざるをえなかったのである。法定換算率の改定に追い込まれた政府は、交易者の保護などと偽善的な文言を弄して体面を取り繕うことしかできなかった。

もちろん、古代社会は市場原理に覆われているわけではない。しかし、市場原理が存在しないと考えるならば、それは大きな誤りである。養老五年の銀一兩=銀錢四文=銅錢一〇〇文の法定価格を、翌六年に銀一兩=銅錢二〇〇文へと律令国家をして改定させたのは、市場原理以外の何者でもない。

従って、市における交易は、常に時価によって自由に行われていたのであり、原則的に価格の統制がなされることはなかった。そして、それこそ多くの人が交易の場とし

ての市を利用するために集まる要因となつたのである。

市で刑が執行されたのは、估価決定機能を市司が握っていたからではなく、人々が多く集まる場であり、そこで悪を懲らしめることによる教育的効果を狙ったからにほかならない。

②祈年祭が月次祭よりも古い祭であること
近年、祈年祭が月次祭よりも新しく成立した祭であるとする西山徳・早川庄八説が有力となってきている。しかし、この考え方は大いに問題を有しており、祈年祭の原型となるプレ祈年祭とも言うべき祭りが古くから存在していると考えられる。批判の論点は多岐に渉るのでここでは、早川説に対して一点だけ論究しておきたい

早川氏が月次祭のほうが祈年祭より古いと論じた論拠の一つが、天皇と神との共食という原始的な姿が祈年祭には見られないという点であった。しかし、この議論は不可解であると言わねばならない。なぜならば、祭祀の時空的にみれば、原初の種初を神より賜って稲を作る天皇には、神と共食すべき米はないはずであり、祈年祭では神との共食がないことはなにも不思議なことではなく、それこそが原初の姿を示していると考えべきであるからである。稲作を導入した共同体において、予祝の祭である祈年の祭が大和政権の長に限ってだけ行われていなかったと考える方がよほど不自然であろう。

なお、(2)の課題は、①・②とも現在著述中で今年度に発刊を目指している著書に組み込むため、学術雑誌への投稿は見合わせた。

(3) 良助著「天台法輪摧破法相外道銘」の翻刻

天台座主良助が著した「天台法輪摧破法相外道銘」の翻刻を行った。これについては、学会誌へ投稿することを目指している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

森明彦、三一権実論争と被差別民一応和の宗論をめぐって、部落史研究からの発信、第1巻、査読有、pp.39 - 53、2009

6. 研究組織

(1) 研究代表者

森 明彦 (MORI AKIHIKO)

関西福祉科学大学・社会福祉学部・教授
研究者番号：90231638

